

事務連絡  
平成23年8月10日

関係者 各位

農林水産省消費・安全局  
動物衛生課国内防疫調整官

家畜伝染病予防法施行規則の改正に係る説明会（病原体所持規制）  
の開催について

平素より、家畜衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。農林水産省におきましては、昨年4月から7月の宮崎県での口蹄疫の発生や昨年11月から本年3月の各地での高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ、家畜の伝染病に対する防疫体制を強化すべく、関係法令の改正を行ってきたところです。この中で、病原体の所持に係る規制について、本年4月4日に公布された家畜伝染病予防法を改正する法律で新たに設けたところであり、この詳細を定める家畜伝染病予防法施行規則についても、本年10月1日に施行すべく作業を進めているところです。なお、現在、当省令の改正案の概要を公表し、広く意見及び情報を募集しています。

今回の当制度につきましては、新たに設けられるものであるとともに、その内容も多岐にわたることから、その内容を周知する機会を設けたいと考えております。

つきましては、下記のとおり説明会を開催いたしますので、御参加を希望される方におかれましては、別紙の出席登録票に必要事項を記入の上、8月23日（火）までに当課担当者まで御送付ください。

記

日時：平成23年8月31日（水）13：00～15：00  
場所：農林水産省講堂（本館7階）

問い合わせ先

TEL：03-3502-8111（内線4582）  
FAX：03-3502-3385  
担当者：動物衛生課 川田、武久

